第百一回国会
衆議院

逓信委員会議録　第九号

昭和五十九年五月十七日（木曜日）
午前十一時六分開議

出席委員
委員長　志賀　節君
理事　加藤常太郎君　理事　戸井田三郎君
理事　畑　英次郎君　理事　吹田　愰君
理事　鈴木　強君　理事　武部　文君
竹内　勝彦君　足立　篤郎君　亀岡　高夫君
近藤　鉄雄君　近藤　元次君
左藤　恵君　佐藤　守良君
額賀福志郎君　原　健三郎君
渡辺　紘三君　伊藤　忠治君
中村　正男君　松前　仰君
小谷　輝二君　鳥居　一雄君
永江　一仁君　佐藤　祐弘君

出席国務大臣
郵政大臣　奥田　敬和君

出席政府委員
郵政大臣官房長　奥山　雄材君
郵政省電気通信政策局長　小山　森也君

委員外の出席者
日本電信電話公社総裁　真藤　恒君
逓信委員会調査室長　芦田　茂男君

委員の異動
五月十日
辞任　松前　仰君　補欠選任　五十嵐広三君
同日
辞任　五十嵐広三君　補欠選任　松前　仰君

五月十日
日本電信電話株式会社法案（内閣提出第七二号）
電気通信事業法案（内閣提出第七三号）
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第八〇号）

同月十一日
脊髄損傷者に対する郵政行政改善に関する請願（林義郎君紹介）（第四六八九号）
同（若林正俊君紹介）（第四六九〇号）

同月十二日
脊髄損傷者に対する郵政行政改善に関する請願（佐藤誼君紹介）（第四九一三号）
同（田邊誠君紹介）（第四九一四号）
同（松沢俊昭君紹介）（第四九一五号）
同（山中末治君紹介）（第四九一六号）

同月十四日
脊髄損傷者に対する郵政行政改善に関する請願（工藤巌君紹介）（第五一七二号）
同（多賀谷眞稔君紹介）（第五一七三号）
同（池端清一君紹介）（第五三五三号）
同（福家俊一君紹介）（第五三五四号）

同月十五日
脊髄損傷者に対する郵政行政改善に関する請願（瓦力君紹介）（第五四八二号）
同（野間友一君紹介）（第五四八三号）
日本電信電話公社制度の存続に関する請願（林百郎君紹介）（第五五七六号）
同（梅田勝君紹介）（第五七九一号）
同（工藤晃君紹介）（第五七九二号）
同（佐藤祐弘君紹介）（第五七九三号）
同（松本善明君紹介）（第五七九四号）
日本電信電話公社制度改革に関する請願外一件（阿部昭吾君紹介）（第五七八八号）
同（江田五月君紹介）（第五七八九号）
同（菅直人君紹介）（第五七九〇号）

同月十六日
日本電信電話公社制度改革に関する請願（阿部未喜男君紹介）（第五八三六号）
同（天野等君紹介）（第五八三七号）
同（網岡雄君紹介）（第五八三八号）
同（五十嵐広三君紹介）（第五八三九号）
同（井上泉君紹介）（第五八四〇号）
同（井上一成君紹介）（第五八四一号）
同（井上普方君紹介）（第五八四二号）
同（伊藤茂君紹介）（第五八四三号）
同（伊藤忠治君紹介）（第五八四四号）
同（池端清一君紹介）（第五八四五号）
同（石橋政嗣君紹介）（第五八四六号）
同（稲葉誠一君紹介）（第五八四七号）
同（岩垂寿喜男君紹介）（第五八四八号）
同（上田卓三君紹介）（第五八四九号）
同（上田哲君紹介）（第五八五〇号）
同（上野建一君紹介）（第五八五一号）
同（上原康助君紹介）（第五八五二号）
同（小川国彦君紹介）（第五八五三号）
同（小川省吾君紹介）（第五八五四号）
同（小川仁一君紹介）（第五八五五号）
同（小澤克介君紹介）（第五八五六号）
同（大出俊君紹介）（第五八五七号）
同（大原亨君紹介）（第五八五八号）
同（岡田利春君紹介）（第五八五九号）
同（岡田春夫君紹介）（第五八六〇号）
同（奥野一雄君紹介）（第五八六一号）
同（加藤万吉君紹介）（第五八六二号）
同（角屋堅次郎君紹介）（第五八六三号）
同（金子みつ君紹介）（第五八六四号）
同（上西和郎君紹介）（第五八六五号）
同（川崎寛治君紹介）（第五八六六号）
同（川俣健二郎君紹介）（第五八六七号）
同（河上民雄君紹介）（第五八六八号）
同（河野正君紹介）（第五八六九号）
同（木島喜兵衛君紹介）（第五八七〇号）
同（木間章君紹介）（第五八七一号）
同（串原義直君紹介）（第五八七二号）
同（小林進君紹介）（第五八七三号）
同（小林恒人君紹介）（第五八七四号）
同（見玉末男君紹介）（第五八七五号）
同（後藤茂君紹介）（第五八七六号）
同（上坂昇君紹介）（第五八七七号）
同（左近正男君紹介）（第五八七八号）
同（佐藤観樹君紹介）（第五八七九号）
同（佐藤敬治君紹介）（第五八八〇号）
同（佐藤徳雄君紹介）（第五八八一号）
同（佐藤誼君紹介）（第五八八二号）
同（沢田広君紹介）（第五八八三号）
同（渋沢利久君紹介）（第五八八四号）
同（島田琢郎君紹介）（第五八八五号）
同（嶋崎譲君紹介）（第五八八六号）
同（清水勇君紹介）（第五八八七号）
同（城地豊司君紹介）（第五八八八号）
同（新村勝雄君紹介）（第五八八九号）
同（新村源雄君紹介）（第五八八九〇号）
同（鈴木強君紹介）（第五八九一号）
同（関晴正君紹介）（第五八九二号）
同（関山信之君紹介）（第五八九三号）
同（田中克彦君紹介）（第五八九四号）
同（田中恒利君紹介）（第五八九五号）
同（田邊誠君紹介）（第五八九六号）
同（田並胤明君紹介）（第五八九七号）
同（多賀谷眞稔君紹介）（第五八九八号）
同（高沢寅男君紹介）（第五八九九号）
同（竹内猛君紹介）（第五九〇〇号）
同（竹村泰子君紹介）（第五九〇一号）
同（武部文君紹介）（第五九〇二号）

同（戸田菊雄君紹介）（第五九〇三号）
同（土井たか子君紹介）（第五九〇四号）
同（富塚三夫君紹介）（第五九〇五号）
同（中西績介君紹介）（第五九〇六号）
同（中村茂君紹介）（第五九〇七号）
同（中村重光君紹介）（第五九〇八号）
同（中村正男君紹介）（第五九〇九号）
同（永井孝信君紹介）（第五九一〇号）
同（野口幸一君紹介）（第五九一一号）
同（馬場昇君紹介）（第五九一二号）
同（浜西鉄雄君紹介）（第五九一三号）
同（日野市朗君紹介）（第五九一四号）
同（広瀬秀吉君紹介）（第五九一五号）
同（藤田高敏君紹介）（第五九一六号）
同（細谷昭雄君紹介）（第五九一七号）
同（細谷治嘉君紹介）（第五九一八号）
同（堀昌雄君紹介）（第五九一九号）
同（前川旦君紹介）（第五九二〇号）
同（松浦利尚君紹介）（第五九二一号）
同（松沢俊昭君紹介）（第五九二二号）
同（松前仰君紹介）（第五九二三号）
同（水田稔君紹介）（第五九二四号）
同（武藤山治君紹介）（第五九二五号）
同（村山喜一君紹介）（第五九二六号）
同（村山富市君紹介）（第五九二七号）
同（元信堯君紹介）（第五九二八号）
同（森井忠良君紹介）（第五九二九号）
同（森中守義君紹介）（第五九三〇号）
同（八木昇君紹介）（第五九三一号）
同（矢山有作君紹介）（第五九三二号）
同（安井吉典君紹介）（第五九三三号）
同（安田修三君紹介）（第五九三四号）
同（山口鶴男君紹介）（第五九三五号）
同（山下八洲夫君紹介）（第五九三六号）
同（山中末治君紹介）（第五九三七号）
同（山花貞夫君紹介）（第五九三八号）
同（山本政弘君紹介）（第五九三九号）
同（湯山勇君紹介）（第五九四〇号）
同（横江金夫君紹介）（第五九四一号）
同（横山利秋君紹介）（第五九四二号）
同（吉原米治君紹介）（第五九四三号）
同（和田貞夫君紹介）（第五九四四号）
同（渡部行雄君紹介）（第五九四五号）
同（渡辺嘉蔵君紹介）（第五九四六号）
同（渡辺三郎君紹介）（第五九四七号）
同（辻一彦君紹介）（第五九四八号）
同（網岡雄君紹介）（第六一〇〇号）
同（伊藤茂君紹介）（第六一〇一号）
同外二件（伊藤忠治君紹介）（第六一〇二号）
同（池端清一君紹介）（第六一〇三号）
同（石橋政嗣君紹介）（第六一〇四号）
同（上田哲君紹介）（第六一〇五号）
同（小川国彦君紹介）（第六一〇六号）
同外一件（小川省吾君紹介）（第六一〇七号）
同外二件（小川仁一君紹介）（第六一〇八号）
同（岡田利春君紹介）（第六一〇九号）
同外一件（奥野一雄君紹介）（第六一一〇号）
同（加藤万吉君紹介）（第六一一一号）
同（上西和郎君紹介）（第六一一二号）
同（川崎寛治君紹介）（第六一一三号）
同外一件（川俣健二郎君紹介）（第六一一四号）
同（河野正君紹介）（第六一一五号）
同（木島喜兵衛君紹介）（第六一一六号）
同（木間章君紹介）（第六一一七号）
同（串原義直君紹介）（第六一一八号）
同（小林進君紹介）（第六一一九号）
同（兒玉末男君紹介）（第六一二〇号）
同（左近正男君紹介）（第六一二一号）
同（佐藤観樹君紹介）（第六一二二号）
同外一件（佐藤敬治君紹介）（第六一二三号）
同外一件（佐藤徳雄君紹介）（第六一二四号）
同（佐藤誼君紹介）（第六一二五号）
同（沢田広君紹介）（第六一二六号）
同（島田琢郎君紹介）（第六一二七号）
同（嶋崎譲君紹介）（第六一二八号）
同（清水勇君紹介）（第六一二九号）
同（新村勝雄君紹介）（第六一三〇号）
同外一件（新村源雄君紹介）（第六一三一号）
同（田邊誠君紹介）（第六一三二号）
同（田並胤明君紹介）（第六一三三号）
同外一件（高沢寅男君紹介）（第六一三四号）
同（竹内猛君紹介）（第六一三五号）
同（竹村泰子君紹介）（第六一三六号）
同（土井たか子君紹介）（第六一三七号）
同（富塚三夫君紹介）（第六一三八号）
同（中西績介君紹介）（第六一三九号）
同（中村重光君紹介）（第六一四〇号）
同外一件（中村正男君紹介）（第六一四一号）
同（野口幸一君紹介）（第六一四二号）
同（馬場昇君紹介）（第六一四三号）
同（日野市朗君紹介）（第六一四四号）
同（細谷昭雄君紹介）（第六一四五号）
同（細谷治嘉君紹介）（第六一四六号）
同外二件（堀昌雄君紹介）（第六一四七号）
同（前川旦君紹介）（第六一四八号）
同外二件（松浦利尚君紹介）（第六一四九号）
同（松前仰君紹介）（第六一五〇号）
同（水田稔君紹介）（第六一五一号）
同外一件（武藤山治君紹介）（第六一五二号）
同（村山喜一君紹介）（第六一五三号）
同（村山富市君紹介）（第六一五四号）
同（元信堯君紹介）（第六一五五号）
同（矢山有作君紹介）（第六一五六号）
同（安井吉典君紹介）（第六一五七号）
同外一件（山口鶴男君紹介）（第六一五八号）
同（山下八洲夫君紹介）（第六一五九号）
同（山中末治君紹介）（第六一六〇号）
同（山本政弘君紹介）（第六一六一号）
同（湯山勇君紹介）（第六一六二号）
同（横江金夫君紹介）（第六一六三号）
同（横山利秋君紹介）（第六一六四号）
同（和田貞夫君紹介）（第六一六五号）
同（渡部行雄君紹介）（第六一六六号）
同（渡辺三郎君紹介）（第六一六七号）
同（浅井美幸君紹介）（第六一六八号）
同（新井彬之君紹介）（第六一六九号）
同（有島重武君紹介）（第六一七〇号）
同（池田克也君紹介）（第六一七一号）
同外一件（石田幸四郎君紹介）（第六一七二号）
同（遠藤和良君紹介）（第六一七三号）
同（小川新一郎君紹介）（第六一七四号）
同外一件（大久保直彦君紹介）（第六一七五号）
同（岡本富夫君紹介）（第六一七六号）
同外一件（長田武士君紹介）（第六一七七号）
同（貝沼次郎君紹介）（第六一七八号）
同（神崎武法君紹介）（第六一七九号）
同外一件（草川昭三君紹介）（第六一八〇号）
同（小谷輝二君紹介）（第六一八一号）
同（駒谷明君紹介）（第六一八二号）
同外一件（権藤恒夫君紹介）（第六一八三号）
同外一件（斉藤節君紹介）（第六一八四号）
同外一件（斎藤実君紹介）（第六一八五号）
同（坂井弘一君紹介）（第六一八六号）
同（坂口力君紹介）（第六一八七号）
同（柴田弘君紹介）（第六一八八号）
同（鈴切康雄君紹介）（第六一八九号）
同（竹内勝彦君紹介）（第六一九〇号）
同外一件（武田一夫君紹介）（第六一九一号）
同（玉城栄一君紹介）（第六一九二号）
同（鳥居一雄君紹介）（第六一九三号）
同（中川嘉美君紹介）（第六一九四号）
同外一件（中村巌君紹介）（第六一九五号）
同（西中清君紹介）（第六一九六号）
同外一件（橋本文彦君紹介）（第六一九七号）
同（春田重昭君紹介）（第六一九八号）
同外一件（日笠勝之君紹介）（第六一九九号）
同（平石磨作太郎君紹介）（第六二〇〇号）
同（福岡康夫君紹介）（第六二〇一号）
同外一件（伏木和雄君紹介）（第六二〇二号）
同外一件（二見伸明君紹介）（第六二〇三号）
同外一件（古川雅司君紹介）（第六二〇四号）
同外一件（正木良明君紹介）（第六二〇五号）
同（水谷弘君紹介）（第六二〇六号）
同外一件（宮崎角治君紹介）（第六二〇七号）
同（宮地正介君紹介）（第六二〇八号）
同（森田景一君紹介）（第六二〇九号）

同(森本晃司君紹介)(第六二一〇号)
同外一件(矢追秀彦君紹介)(第六二一一号)
同(矢野絢也君紹介)(第六二一二号)
同外一件(吉井光照君紹介)(第六二一三号)
同外一件(吉浦忠治君紹介)(第六二一四号)
同(渡部一郎君紹介)(第六二一五号)
簡易保険の保険金限度額引き上げ反対等に関する請願外一件(城地豊司君紹介)(第六〇九八号)
同外三件(山本政弘君紹介)(第六〇九九号)
脊髄損傷者に対する郵政行政改善に関する請願(福岡康夫君紹介)(第六二五二号)

は本委員会に付託された。

五月十四日
電電公社改革に関する陳情書(田川市議会議長二場武)(第二八三号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
日本電信電話株式会社法案(内閣提出第七二号)
電気通信事業法案(内閣提出第七三号)
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八〇号)

○志賀委員長　これより会議を開きます。
日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題とし、順次、政府から提案理由の説明を聴取いたします。奥田郵政大臣。

日本電信電話株式会社法案
電気通信事業法案
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○奥田国務大臣　日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
初めに日本電信電話株式会社法案につきまして申し上げます。
この法律案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図ろうとするものであります。
次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。
第一に、日本電信電話株式会社は、国内電気通信事業を経営することを目的とする株式会社であるとしております。
また、会社は、国内電気通信事業を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他会社の目的を達成するために必要な業務を営むことができることとしております。
第二に、会社の責務といたしまして、会社は、その事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に資するよう努めなければならないこととしております。
第三に、会社の株式につきましては、政府は、常時、会社の発行済み株式総数の三分の一以上の株式を保有していなければならないこととしております。
また、政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならないこととしております。
なお、外国人及び外国法人等は、会社の株式を保有することができないこととしております。
第四に、新株の発行、取締役及び監査役の選任等の決議、定款の変更等の決議、事業計画、それに重要な設備の譲渡につきましては、郵政大臣の認可を受けなければならないものとする等会社の監督について所要の規定を設けることとしております。
第五に、郵政大臣は、新株の発行、定款の変更等の決議、事業計画、重要な設備の譲渡について認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならないこととしております。
第六に、附則において、政府は、会社の成立の日から五年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることを定めるとともに、会社の設立及び日本電信電話公社の解散に関し所要の経過措置等を定めることとしております。
なお、この法律は、公布の日から施行することとしておりますが、日本電信電話公社法等の廃止及びこれに伴う経過措置の規定は、昭和六十年四月一日から施行することとしております。
次に、電気通信事業法案につきまして申し上げます。
電気通信事業は、国民生活及び国民経済の維持発展に必要不可欠な電気通信役務を提供する事業であって、極めて高い公共性を有するため、我が国においては、これまで一貫して、国または公共企業体等による一元的運営体制をとってまいりました。特に、戦後におきましては、戦争により荒廃した電気通信設備を速やかに復興し、電話需要の急激な増大に対処するため、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を設立し、六次にわたる電信電話拡充計画に基づき鋭意電気通信網の整備拡充に努め、昭和五十三年三月には、加入電話の積滞解消、翌五十四年三月には電話の全国自動即時化を達成いたしました。この二大目標の達成によって、我が国は、世界でも有数の通信先進国たる地位を確立するとともに、この間、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社は国民生活の向上及び国民経済の発展に対し多大な貢献を果たしてまいりました。
しかしながら、近年、電気通信技術の発展に伴い、新しい通信メディアが次々と実用化されるとともに、電気通信役務に対する国民の需要も著しく高度化、多様化しつつあり、単一の事業体では適切に対応することが次第に困難となりつつあります。
他方、今日の我が国は、工業化社会から高度情報社会へ向けて大きな時代の転換期を迎えようとしております。こうした中で今後の電気通信事業は、個人、家庭、企業、行政機関等社会のあらゆる構成員を相互に結ぶ全国的多層的な電気通信ネットワークの構築を通じて、豊かな国民生活の実現、産業経済の活性化及び地域社会の自立的発展を達成するため、社会先導的な役割を果たすことが期待されております。
政府といたしましては、電気通信事業を取り巻くこのような諸情勢の変化を踏まえつつ、二十一世紀へ向け高度情報社会を形成していくためには、その基盤的役割を担う電気通信分野に競争原理を導入することにより、電気通信事業の一層の効率化、活性化を図ることが不可欠であると考え、これまでの公衆電気通信法にかわるものとして、新たに競争原理と民間活力を生かした電気通信事業法案を提出いたした次第であります。
次に、法律案の概要を御説明申し上げます。
その内容の第一は、総則的事項といたしまして、電気通信事業者が取り扱う通信の秘密の保護、検閲の禁止を規定するとともに、利用の公平及び重要通信の確保について定めております。
第二に、電気通信事業を、みずから電気通信回

線設備を設置して電気通信役務を提供する第一種電気通信事業と、第一種電気通信事業者から電気通信回線設備の提供を受けて電気通信役務を提供する第二種電気通信事業とに区分しております。

このうち、第一種電気通信事業につきましては、電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと等、事業の安定性、確実性を確保するため、事業の開始を郵政大臣の許可に係らしめております。また、その料金については、国民生活、国民経済に重大な影響を及ぼすものでありますので、利用者にとって適切なものであるよう認可に係らしめております。このほか、第一種電気通信事業につきましては、国民がひとしくその電気通信役務を享受することができるよう業務区域における提供義務を課すとともに、第一種電気通信事業者間の相互接続についても確保することとしております。

また、第二種電気通信事業につきましては、多種多様な通信需要に応じた電気通信役務の提供が想定される分野でありますので、原則として届け出で事業を開始できることとしております。ただし、特別第二種電気通信事業、すなわち、不特定多数を対象とする全国的基幹的な事業及び外国との間の事業につきましては、その社会的経済的重要性にかんがみ、適切な業務運営が行われるよう、事業の開始を郵政大臣の登録に係らしめております。

第三に、第一種電気通信事業及び特別第二種電気通信事業につきましては、事業を営む上で最も基本となる電気通信設備について、国が一定の技術基準を定め、良質かつ安定的な電気通信役務の提供を確保するとともに、端末設備については、円滑な電気通信が行われるよう一定の技術基準を定めた上で、利用者が自由に設置できることとしております。さらに、電気通信設備がこれらの技術基準に適合することを担保するため、電気通信主任技術者及び工事担任者に関する規定を設けております。

第四に、第一種電気通信事業において事業遂行上必要となる土地の利用等について所要の措置を講ずることといたしております。

第五に、郵政大臣が事業の許可、料金の認可等この法律に基づく重要な処分をしようとする場合には、審議会に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならないこととといたしております。

第六に、附則において、政府は、この法律の施行の日から三年以内に、この法律の施行の状況についての検討を加え、必要な措置を講ずるものといたしております。

その他所要の措置を講ずることといたしております。

この法律の施行期日は、昭和六十年四月一日といたしております。

次に、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、申し上げます。

この法律案は、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴い、関係法律の廃止及び改正を行うとともに、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、日本電信電話株式会社法の施行に伴うものといたしましては、電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法を廃止するほか、関係法律の主な改正といたしまして、第一に、日本電信電話公社法の廃止に伴い、同法及び日本電信電話公社の名称を引用している関係法律について、引用部分の削除、名称の変更等所要の改正を行うこととしております。

第二に、日本電信電話公社が改組され日本電信電話株式会社となった後も、引き続き共済制度を適用することとし、これに伴い、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

第三に、会社の労働関係については、労働三法によることとし、公共企業体等労働関係法は適用しないこととするとともに、調停に関する暫定的な特例措置を定めるため、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

次に、電気通信事業法の施行に伴うものといたしましては、電話設備費負担臨時措置法を廃止するほか、関係法律の主な改正といたしまして、第一に、公衆電気通信法の廃止に伴い、同法及び同法中に規定されている公衆電気通信役務等の用語を引用している関係法律について、引用部分の削除、用語の変更等所要の改正を行うこととしております。

第二に、有線電気通信法及び電波法等の関係法律中、公衆電気通信業務の一元的運営を前提とする規定について所要の改正を行うこととしております。

また、以上の関係法律の廃止及び改正とあわせて、所要の経過措置等を定めることとしております。

なお、この法律は、昭和六十年四月一日から施行することといたしております。

以上が日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○志賀委員長　以上で各案に対する提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十二分散会

日本電信電話株式会社法案

日本電信電話株式会社法

（目的及び事業）

第一条　日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、国内電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする。

2　会社は、前項の事業を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他同項の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

（責務）

第二条　会社は、前条の事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に資するよう努めなければならない。

（事務所）

第三条　会社は、本店を東京都に置く。

2　会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

（株式）

第四条　会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員の半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。

2　政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

3　会社は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときも、同様とする。

（政府保有の株式の処分）

第五条　政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。

（商号の使用制限）

第六条　会社でない者は、その商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いてはならない。

（社債発行限度の特例）

第七条　会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の四倍を超えてはならない。

（一般担保）

第八条　会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（取締役及び監査役の選任等の決議）

第九条　会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（定款の変更等）

第十条　会社の定款の変更、利益の処分、合併及び解散の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　前項の合併の決議（会社と第一種電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業をいう。）を営まない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。）についての郵政大臣の認可は、同法第十六条第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

（事業計画）

第十一条　会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第十二条　会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を郵政大臣に提出しなければならない。

（重要な設備の譲渡等）

第十三条　会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

（監査役及び監査命令等）

第十四条　会社の監査役は、三人以上でなければならない。

2　郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、監査役を指名して、特定の事項を監査させ、当該監査の結果を報告させることができる。

3　監査役は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、郵政大臣に意見を提出することができる。

（監督）

第十五条　会社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　郵政大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告）

第十六条　郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に関する報告を徴することができる。

（大蔵大臣との協議）

第十七条　郵政大臣は、第四条第三項、第十条第一項（定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係るものに限る。）、第十一条又は第十三条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（罰則）

第十八条　会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関してわいろを収受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2　会社の取締役、監査役又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に関し、請託を受けてわいろを収受し、要求し、又は約束したときは、取締役、監査役又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

3　会社の取締役、監査役又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関して、わいろを収受し、要求し、又は約束したときは、二年以下の懲役に処する。

第十九条　前条各項の場合において、犯人が収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十条　第十八条各項に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十一条　第十八条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

第二十二条　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一　この法律により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二　第一条第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三　第七条ただし書の規定に違反して、社債を募集したとき。

四　第十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五　第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

六　第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十三条　第六条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条及び第十二条の規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

（会社の在り方の検討）

第二条　政府は、会社の成立の日から五年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（会社の設立）

第三条　郵政大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

2　設立委員は、定款を作成して、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3　郵政大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

4　会社の設立に際して発行する株式に関する商法第百六十八条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

5　会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本電信電話株式会社法」とする。

6　会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本電信電話公社（以下「公社」という。）が引き受けるものとし、設立委員は、これを公社に割り当てるものとする。

7　前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

8　公社は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。この場合においては、日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十八条の規定は、適用しない。

9　会社の設立に係る商法第百八十条第一項の規定の適用については、同項中「第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本電信電話株式会社法附則第三条第六項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

10　第八項の規定により公社が行う出資に係る給付は、附則第十一条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。

11　会社は、商法第百八十八条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

12　公社が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

13　商法第百六十七条、第百六十八条第二項及び第百八十一条の規定は、会社の設立については、適用しない。

（公社の解散等）

第四条　公社は、会社の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において会社が承継する。

2　公社の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、日本電信電話公社法第十条第二項第二号及び第五十八条第一項（監事の監査報告書に係る部分に限る。）に係る部分を除き、なお従前の例による。

3　第一項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第五条　前条第一項の規定により会社が承継する公社の電信電話債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該電信電話債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る電信電話債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

2　前項の電信電話債券は、第七条及び第八条の規定の適用については、社債とみなす。

3　前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る電信電話債券又は借入金が資金運用部資金による引受け又は貸付けに係るものである場合における当該電信電話債券又は借入金についての資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七条第一項の規定の適用については、会社を同項第三号又は第四号に規定する法人とみなす。

4　前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る電信電話債券が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金による引受けに係るものである場合における当該電信電話債券についての簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第一項の規定の適用については、会社を同項第四号に規定する法人とみなす。

（職員に関する経過措置）

第六条　会社の成立の際現に公社の職員である者は、会社の成立の時に会社の職員となるものとする。

2　前項の規定により公社の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対しては、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

3　会社は、前項の規定の適用を受けた会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の公社の職員としての引き続いた在職期間を会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

（商号についての経過措置）

第七条　第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いている者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（事業計画についての経過措置）

第八条　会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第十一条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

（会社の設立に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置）

第九条　会社の附則第三条第八項の規定により公社が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2　会社の取得した附則第三条第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3　会社の取得した附則第三条第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地（公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

4　会社の取得した附則第三条第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地（公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。）のうち、地方税法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域内に所在し、かつ、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

5　附則第三条第八項の規定により公社が行う株券（有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）第四条第二項に規定する持分を含む。）の出資に係る給付は、同法第一条に規定する有価証券の譲渡に該当しないものとする。

6　附則第三条第十一項の規定により会社が受ける設立の登記及び同条第八項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7　会社の成立する日の属する営業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（以下この条において「基準年度」という。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とあるのは「日本電信電話公社の昭和五十九年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」と、「のうち最も多い額を超える場合」とあるのは「を超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は、適用しない。

8　前項に規定するもののほか、会社の設立に伴う会社に対する法人税に関する法令の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第十条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び公社の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本電信電話公社法等の廃止）

第十一条　次の法律は、廃止する。

一　日本電信電話公社法

二　日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）

（日本電信電話公社法の廃止に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本電信電話公社法（以下「旧法」という。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2　前条の規定の施行の際現に旧法第三条の規定により公社が行つている業務であつて、第一条第一項の国内電気通信事業に該当しないものは、同条第二項の規定により会社が認可を受けた業務とみなす。

3　前条の規定の施行の日の前日までの期間について公社に勤務する職員に支給する給与についての旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

4　附則第六条第一項の規定の適用を受ける者の前条の規定の施行前に旧法第三十三条の規定により受けた懲戒処分及び前条の規定の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、会社の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。

5　旧法第六十九条に規定する現金出納職員又は旧法第七十条に規定する総裁により物品の管理をする職員として任命された者の前条の規定の施行前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

6　旧法第七十三条に規定する公社の会計に係る会計検査院の検査については、なお従前の例による。

7　前条の規定の施行前に生じた事故に基づく公社の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。

8　前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9　前各項に規定するもののほか、日本電信電話公社法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信事業法案

電気通信事業法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　電気通信事業
第一節　総則（第六条―第八条）
第二節　事業の許可等
第一款　第一種電気通信事業（第九条―第二十条）
第二款　第二種電気通信事業（第二十一条―第三十条）
第三節　業務（第三十一条―第四十条）
第四節　電気通信設備
第一款　電気通信事業の用に供する電気通信設備（第四十一条―第四十八条）
第二款　端末設備の接続等（第四十九条―第五十五条）
第五節　指定試験機関及び指定認定機関
第一款　指定試験機関（第五十六条―第六十七条）
第二款　指定認定機関（第六十八条―第七十二条）
第三章　土地の使用（第七十三条―第八十八条）
第四章　雑則（第八十九条―第九十九条）
第五章　罰則（第百条―第百十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとすることにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電気通信　有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

二　電気通信設備　電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいう。

三　電気通信役務　電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

四　電気通信事業　電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第一項に規定する有線放送電話役務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。）をいう。

五　電気通信事業者　電気通信事業を営むことについて、第九条第一項の許可を受けた者、第二十二条第一項の規定による届出をした者及び第二十四条第一項の登録を受けた者をいう。

六　電気通信業務　電気通信事業者の行う電気通信役務の提供の業務をいう。

（検閲の禁止）

第三条　電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

（秘密の保護）

第四条　電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2　電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（電気通信事業に関する条約）

第五条　電気通信事業に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第二章　電気通信事業

第一節　総則

（事業の種類）

第六条　電気通信事業の種類は、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業とする。

2　第一種電気通信事業は、電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）を設置して電気通信役務を提供する事業とする。

3　第二種電気通信事業は、第一種電気通信事業以外の電気通信事業とする。

（利用の公平）

第七条　電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（重要通信の確保）

第八条　電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であつて、郵政省令で定めるものについても、同様とする。

2　前項の場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、郵政省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる。

第二節　事業の許可等

第一款　第一種電気通信事業

（第一種電気通信事業の許可）

第九条　第一種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

三　業務区域

四　電気通信設備の概要

3　前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

第十条　郵政大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一　その事業の提供に係る電気通信役務がその業務区域における需要に照らし適切なものであること。

二　その事業の開始によつて、当該事業を行う区域又は区間の全部又は一部について電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと。

三　その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

四　その事業の計画が確実かつ合理的であること。

五　その他その事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切であること。

（許可の欠格事由）

第十一条　郵政大臣は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、第九条第一項の許可をしてはならない。

一　この法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）若しくは電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第十九条第一項の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

四　日本の国籍を有しない人

五　外国政府又はその代表者

六　外国の法人又は団体

七　法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの、これらの者がその役員の三分の一以上を占めるもの又はこれらの者により直接占められる議決権の割合とこれらの者により他の法人若しくは団体を通じて間接に占められる議決権の割合として郵政省令で定める割合とを合計した割合が三分の一以上であるもの

（事業の開始の義務）

第十二条　第九条第一項の許可を受けた者（以下「第一種電気通信事業者」という。）は、郵政大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2　郵政大臣は、特に必要があると認めるときは、電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して前項の期間の指定をすることができる。

3　郵政大臣は、第一種電気通信事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の期間を延長することができる。

4　第一種電気通信事業者は、その事業の開始前に、第九条第一項の許可に係る電気通信設備（郵政省令で定めるものを除く。）が第四十一条第一項の技術基準に適合することについて、郵政大臣の確認を受けなければならない。

5　第一種電気通信事業者は、その事業（第二項の規定により電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域を区分して期間の指定があつたときは、その区分に係る事業）を開始したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（氏名等の変更）

第十三条　第一種電気通信事業者は、第九条第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（電気通信役務の種類等の変更）

第十四条　第一種電気通信事業者は、第九条第二項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　第一種電気通信事業者は、前項ただし書の郵政省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3　第十条及び第十一条（第二号を除く。）の規定は、第一項の許可について準用する。

4　第十二条の規定は、第一項の場合（業務区域の減少の場合を除く。）に準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「第九条第一項」とあるのは、「第十四条第一項」と読み替えるものとする。

（業務の委託）

第十五条　第一種電気通信事業者は、電気通信業務の一部を委託しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

2　郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　その電気通信役務を効率的に提供するために当該委託を必要とする特別の事情があること。

二　受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併）

第十六条　第一種電気通信事業の全部の譲渡し及び譲受けは、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　第一種電気通信事業者たる法人の合併は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、第一種電気通信事業者たる法人と第一種電気通信事業を営まない法人が合併する場合において、第一種電気通信事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。

3　第十条及び第十一条の規定は、前二項の認可について準用する。

4　第一種電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は第一種電気通信事業者たる法人の合併があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、第一種電気通信事業者の地位を承継する。

（相続）

第十七条　第一種電気通信事業者が死亡した場合においては、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該第一種電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）が被相続人たる第一種電気通信事業者の地位を承継する。

2　前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内

にその相続について郵政大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に、第一種電気通信事業の許可は、その効力を失う。

3　第十条及び第十一条の規定は、前項の認可について準用する。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十八条　第一種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の事業の休止の許可は、一年を超える期間についてすることができない。

3　第一種電気通信事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　郵政大臣は、第一種電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

（事業の許可の取消し）

第十九条　郵政大臣は、第一種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第九条第一項の許可を取り消すことができる。

一　第十二条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に事業を開始しないとき。

二　前号に規定する場合のほか、第一種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

三　第十一条各号（第二号を除く。）の一に該当するに至つたとき。

2　郵政大臣は、前項の規定により第九条第一項の許可を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（変更の許可の取消し）

第二十条　郵政大臣は、第十四条第一項の規定により第九条第二項第二号から第四号までの事項の変更の許可を受けた第一種電気通信事業者が、第十四条第四項において準用する第十二条第一項の規定により指定した期間（第十四条第四項において準用する第十二条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内にその事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二款　第二種電気通信事業

（第二種電気通信事業の種類）

第二十一条　第二種電気通信事業の種類は、一般第二種電気通信事業及び特別第二種電気通信事業とする。

2　一般第二種電気通信事業は、特別第二種電気通信事業以外の第二種電気通信事業とする。

3　特別第二種電気通信事業は、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する第二種電気通信事業であつて当該設備の規模が電気通信回線の収容能力を基礎として政令で定める基準を超える規模であるもの及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業とする。

（一般第二種電気通信事業の届出）

第二十二条　一般第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

2　前項の届出をした者（以下「一般第二種電気通信事業者」という。）は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3　一般第二種電気通信事業者は、第一項第二号の事項を変更しようとするときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

（一般第二種電気通信事業の譲渡し等）

第二十三条　一般第二種電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は一般第二種電気通信事業者について合併若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは相続人は、一般第二種電気通信事業者の地位を承継する。

2　前項の規定により一般第二種電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3　一般第二種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

4　一般第二種電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

（特別第二種電気通信事業の登録）

第二十四条　特別第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の登録を受けなければならない。

2　前項の登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

三　電気通信設備の概要

3　前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第二十五条　郵政大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を特別第二種電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第二項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　郵政大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第二十六条　郵政大臣は、第二十四条第二項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第二十八条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

四　その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しない者

2　郵政大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（変更登録等）

第二十七条　第二十四条第一項の登録を受けた者（以下「特別第二種電気通信事業者」という。）は、同条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、郵政省令で定め

る軽微な変更については、この限りでない。

2　前項の変更登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

3　第二十四条第三項、第二十五条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二十四条第二項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書」とあるのは「変更登録に係る申請書」と読み替えるものとする。

4　特別第二種電気通信事業者は、第二十四条第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、郵政大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（登録の取消し等）

第二十八条　郵政大臣は、特別第二種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第二十四条第一項の登録を取り消すことができる。

一　特別第二種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二　不正の手段により第二十四条第一項の登録又は第二十七条第一項の変更登録を受けたとき。

三　第二十六条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2　第二十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（登録の抹消）

第二十九条　郵政大臣は、次条において準用する第二十三条第三項若しくは第四項の規定による電気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該特別第二種電気通信事業者の登録を抹消しなければならない。

（準用）

第三十条　第二十三条の規定は、特別第二種電気通信事業者について準用する。

第三節　業務

（契約約款の認可等）

第三十一条　第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件（郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。）について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三　第一種電気通信事業者及びその利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。

五　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六　第八条第一項の通信に関する事項について適切に配慮されているものであること。

3　第一種電気通信事業者は、第一項の規定により契約約款で定めるべき提供条件については、同項の認可を受けた契約約款によらなければ電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。

4　第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める基準に従い、契約約款で定める電気通信役務の料金を減免することができる。

5　特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件（郵政省令で定める事項に係るものを除く。）について契約約款を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6　第三項及び第四項の規定は、特別第二種電気通信事業者による電気通信役務の提供に係る提供条件について準用する。この場合において、第三項中「同項の認可を受けた」とあるのは、「第五項の規定により届け出た」と読み替えるものとする。

（契約約款の掲示）

第三十二条　第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者は、前条第一項の認可を受けた契約約款（第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。第百十一条第二号において同じ。）又は前条第五項の規定により届け出た契約約款を、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

2　前項の規定は、前条第一項又は第五項の郵政省令で定める事項に係る提供条件について準用する。

（会計の整理）

第三十三条　第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、郵政省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

（提供義務）

第三十四条　第一種電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における電気通信役務の提供を拒んではならない。

（業務の停止等の報告）

第三十五条　電気通信事業者は、第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他郵政省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、郵政大臣に報告しなければならない。

（業務の改善命令）

第三十六条　郵政大臣は、電気通信役務の料金その他の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、利用者の利益を阻害していると認めるときは、第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、第三十一条第一項の認可を受けた契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2　郵政大臣は、第一種電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第一種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

第三十七条　郵政大臣は、一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者（以下この条において「第二種電気通信事業者」という。）の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、第二種電気通信事業者の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

2　郵政大臣は、第二種電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

3　郵政大臣は、第二種電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4　郵政大臣は、第二種電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

5　郵政大臣は、第二種電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

6　郵政大臣は、第二種電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

7　郵政大臣は、第二種電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

8　郵政大臣は、第二種電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

9　郵政大臣は、第二種電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

10　郵政大臣は、第二種電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

（電気通信設備の接続又は共用に関する協定）

第三十八条　第一種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　郵政大臣は、当該協定が公共の利益を増進するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

（電気通信設備の接続又は共用に関する命令）

第三十九条　郵政大臣は、電気通信設備の接続又は共用に関する第一種電気通信事業者間の協議が調わない場合又は協議をすることができない場合で、当事者から申立てがあつた場合において、当該接続又は共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、当該接続又は共用に関し、前条第一項の規定による協定を締結すべきことを命ずることができる。

2　前項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続若しくは共用の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、郵政大臣の裁定を申請することができる。

3　郵政大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

4　郵政大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

5　第二項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

6　第二項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

7　前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

8　第二項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

（外国政府等との協定等の認可）

第四十条　第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であつて郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第四節　電気通信設備

第一款　電気通信事業の用に供する電気通信設備

（電気通信設備の維持）

第四十一条　第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（以下「事業用電気通信設備」という。）を郵政省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2　前項の技術基準は、これにより次の事項（特別第二種電気通信事業者に係るものにあつては、第一号から第三号までの事項）が確保されるものとして定められなければならない。

一　電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二　電気通信役務の品質が適正であるようにすること。

三　通信の秘密が侵されないようにすること。

四　利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。

五　他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

（技術基準適合命令）

第四十二条　郵政大臣は、事業用電気通信設備が前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するように当該設備を修理し、若しくは改造することを命じ、又はその使用を制限することができる。

（管理規程）

第四十三条　第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、郵政省令で定めるところにより、事業用電気通信設備の管理規程を定め、事業の開始前に、郵政大臣に届け出なければならない。

2　第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を郵政大臣に届け出なければならない。

（電気通信主任技術者）

第四十四条　第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、郵政省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

2　第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（電気通信主任技術者資格者証）

第四十五条　電気通信主任技術者資格者証の種類は、伝送交換技術及び線路技術について郵政省令で定める。

2　電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、前項の電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて郵政省令で定める。

3　郵政大臣は、次の各号の一に該当する者に対し、電気通信主任技術者資格者証を交付する。

一　電気通信主任技術者試験に合格した者

二　電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、郵政大臣が郵政省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者

三　前二号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると郵政大臣が認定した者

4　郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、電気通信主任技術者資格者証の交付を行わないことができる。

一　次条の規定により電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二　この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

5　電気通信主任技術者資格者証の交付に関する手続的事項は、郵政省令で定める。

（電気通信主任技術者資格者証の返納）

第四十六条　郵政大臣は、電気通信主任技術者資格者証を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その電気通信主任技術者資格者証の返納を命ずることができる。

（電気通信主任技術者試験）

第四十七条　電気通信主任技術者試験は、電気通信設備の工事、維持及び運用に関して必要な専門的知識及び能力について行う。

2　電気通信主任技術者試験は、電気通信主任技術者資格者証の種類ごとに、郵政大臣が行う。

3　電気通信主任技術者の義務）

第四十八条　電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督の職務を誠実に行わなければならない。

（電気通信主任技術者試験の試験科目、受験手続その他電気通信主任技術者試験の実施細目は、郵政省令で定める。

第二款　端末設備の接続等

（端末設備の接続の技術基準）

第四十九条　第一種電気通信事業者は、利用者から端末設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が郵政省令で定める技術基準（当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項及び第五十一条において同じ。）に適合しない場合その他郵政省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

2　前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一　電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。

二　電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。

三　第一種電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

（端末機器技術基準適合認定）

第五十条　郵政大臣は、申請により、郵政省令で定める種類の端末設備の機器（以下「端末機器」という。）について、前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していることの認定（以下「技術基準適合認定」という。）を行う。

2　郵政大臣は、技術基準適合認定をしたときは、郵政省令で定めるところより、その端末機器に技術基準適合認定をした旨の表示を付するものとする。

3　技術基準適合認定を受けた端末機器以外の端末機器には、前項（第七十二条において準用する場合を含む。）の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（端末設備の接続の検査）

第五十一条　利用者は、技術基準適合認定を受けた端末機器を接続する場合その他郵政省令で定める場合を除き、端末設備を接続したときは、第一種電気通信事業者の検査を受け、その接続が第四十九条第一項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

2　第一種電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が第四十九条第一項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他郵政省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。

3　前二項の検査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（自営電気通信設備の接続）

第五十二条　第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業者以外の者からその電気通信設備（端末設備以外のものに限る。以下「自営電気通信設備」という。）をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、その請求を拒むことができない。

一　その自営電気通信設備の接続が、郵政省令で定める技術基準（当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。）に適合しないとき。

二　その自営電気通信設備を接続することにより当該第一種電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認定を受けたとき。

2　第四十九条第二項の規定は前項第一号の技術基準について、前条の規定は同項の請求に係る自営電気通信設備の接続の検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第四十九条第一項の技術基準」とあるのは、「第五十二条第一項第一号の技術基準（同号の技術的条件を含む。）」と読み替えるものとする。

（工事担任者による工事の実施及び監督）

第五十三条　利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」という。）に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実施に監督させなければならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

2　工事担任者は、その工事の実施又は監督の職務を誠実に行わなければならない。

（工事担任者資格者証）

第五十四条　工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、郵政省令で定める。

2　第四十五条第三項から第五項まで及び第四十六条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十五条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは「知識及び技能」と読み替えるものとする。

（工事担任者試験）

第五十五条　工事担任者試験は、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関して必要な知識及び技能について行う。

2　第四十七条第二項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同条第二項中「電気通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替えるものとする。

第五節　指定試験機関及び指定認定機関

第一款　指定試験機関

（指定試験機関の指定等）

第五十六条　郵政大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2　指定試験機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3　郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4　郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。

（指定試験機関の指定の基準）

第五十七条　郵政大臣は、前条第二項の申請に係る区分の試験事務につき他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三　試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2　郵政大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一　民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二　この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三　第六十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　第二号に該当する者

ロ　第五十九条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(試験員)

第五十八条　指定試験機関は、試験事務を行う場合において、電気通信主任技術者として必要な専門的知識及び能力又は工事担任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、郵政省令で定める要件を備える者(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第五十九条　指定試験機関の役員の選任及び解任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3　郵政大臣は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は第六十一条第一項の試験事務規程に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第六十条　指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第六十一条　指定試験機関は、郵政省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　郵政大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第六十二条　指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第六十三条　指定試験機関は、郵政省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で郵政省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第六十四条　郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第六十五条　指定試験機関は、郵政大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第六十六条　郵政大臣は、指定試験機関が第五十七条第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2　郵政大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この款の規定に違反したとき。

二　第五十七条第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

三　第五十九条第三項、第六十一条第二項又は第六十四条の規定による命令に違反したとき。

四　第六十一条第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五　不正な手段により指定を受けたとき。

3　郵政大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(郵政大臣による試験事務の実施)

第六十七条　郵政大臣は、指定試験機関が第六十五条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第五十六条第四項の規定にかかわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2　郵政大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている試験事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3　郵政大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第六十五条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、郵政省令で定める。

第二款　指定認定機関

(指定認定機関の指定)

第六十八条　郵政大臣は、その指定する者(以下「指定認定機関」という。)に技術基準適合認定を行わせることができる。

2　指定認定機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、技術基準適合認定を行おうとする者の申請により行う。

3　郵政大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の技術基準適合認定を行わないものとする。

(指定認定機関の指定の基準)

第六十九条　郵政大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定認定機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、技術基準適合認定の業務の実施の方法その他の事項についての技術基準適合認定の業務の実施に関する計画が技術基準適合認定の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の技術基準適合認定の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基

礎及び技術的能力があること。

三　技術基準適合認定の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって技術基準適合認定の業務が不公正になるおそれがないこと。

四　その指定をすることによって当該申請に係る区分の技術基準適合認定の業務の適確な実施を阻害することとならないこと。

2　第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

（指定の公示等）

第七十条　郵政大臣は、指定認定機関の名称及び住所、指定に係る区分、技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地並びに技術基準適合認定の業務の開始の日を公示しなければならない。

2　指定認定機関は、その名称若しくは住所又は技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3　郵政大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（技術基準適合認定の義務等）

第七十一条　指定認定機関は、技術基準適合認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、技術基準適合認定のための審査を行わなければならない。

2　指定認定機関は、技術基準適合認定を行うときは、郵政省令で定める方法に従い、郵政省令で定める要件を備える者（以下「認定員」という。）にその審査を行わせなければならない。

（準用）

第七十二条　第五十条第二項及び第五十九条から第六十七条までの規定は、指定認定機関について準用する。この場合において、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条中「試験員」とあるのは「第七十一条第二項の認定員」と、第五十九条第三項、第六十一条及び第六十六条第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「業務規程」と、第六十条、第六十一条、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第三項並びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定の業務」と、第六十三条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定」と、第六十六条第二項第一号中「この款」とあるのは「第七十一条の規定又は第七十二条において準用するこの款」と、同項第二号中「第五十七条第一項各号」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替えるものとする。

第三章　土地の使用

（土地等の使用権）

第七十三条　第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備（以下この章において「線路」と総称する。）を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下単に「土地等」という。）を利用することが必要かつ適当であるときは、その土地等の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。）に対し、その土地等を使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。第三項の存続期間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2　前項の認可は、第一種電気通信事業者がその土地等の利用を著しく妨げない限度において使用する場合にすることができる。ただし、他の法律によって土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等にあってはその事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあっては線路を支持するために利用する場合に限る。

3　第一項の使用権の存続期間は、十五年（地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあっては、五十年）とする。ただし、同項の協議又は第七十七条第二項若しくは第三項の裁定においてこれより短い期間を定めたときは、この限りでない。

4　都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

5　第一項の協議が調った場合には、第一種電気通信事業者及び土地等の所有者は、郵政省令で定めるところにより、その協議において定めた事項を都道府県知事に届け出るものとする。

6　前項の届出があったときは、その届け出たところに従い、第一種電気通信事業者がその土地等の使用権を取得し、又は当該使用権の存続期間が延長されるものとする。

（裁定の申請）

第七十四条　前条第一項の規定による協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、都道府県知事の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可があった日から三月を経過したときは、この限りでない。

2　第一種電気通信事業者は、使用権の存続期間の延長について前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することができる。

（裁定）

第七十五条　都道府県知事は、前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写しを当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があった旨を通知しなければならない。

2　市町村長は、前項の書類を受け取ったときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3　市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を都道府県知事に報告しなければならない。

4　前三項の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあっては「特別区の区長」と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては「区長」と、全部事務組合のある地にあっては「全部事務組合の管理者」と、役場事務組合のある地にあっては「役場事務組合の管理者」とする。

第七十六条　前条第二項の規定による公告があったときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

第七十七条　都道府県知事は、前条の期間が経過した後、速やかに、裁定をしなければならない。

2　使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、次の事項を定めなければならない。

一　使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

二　線路の種類及び数

三　使用開始の時期

四　使用権の存続期間を定めたときは、その期間

五　対価の額並びにその支払の時期及び方法

3　使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定においては、延長する期間（延長に際し前項第五号に掲げる事項を変更するときは、延長する期間及び当該変更後の同号に掲げる事項）を定めなければならない。

4　都道府県知事は、第二項第五号に掲げる事項（前項に規定する変更後のものを含む。）については、あらかじめ収用委員会の意見を聴き、これに基づいて裁定しなければならない。この場合において、同号の対価の額の基準は、その使用により通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

5　都道府県知事は、第七十四条第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を第一種電気通

信事業者及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6　使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、第一種電気通信事業者は、その土地等の使用権を取得するものとする。

7　使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権の存続期間は、その裁定において定められた期間延長されるものとする。

8　第三十九条第六項から第八項までの規定は、第七十四条第一項の裁定について準用する。この場合において、第三十九条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「対価の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

（土地等の一時使用）

第七十八条　第一種電気通信事業者は、次に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一　線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置

二　天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置

三　測標の設置

2　第一種電気通信事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3　第一種電気通信事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

4　第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

5　第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号に規定する場合において仮線路又は測標を設置したときは、一年）を超えることができない。

6　第一項の規定による一時使用のため他人の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合にあつては、その身分を示す証明書）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（土地の立入り）

第七十九条　第一種電気通信事業者は、線路に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2　前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、第一種電気通信事業者が前項の規定により他人の土地に立ち入る場合について準用する。

（通行）

第八十条　第一種電気通信事業者は、線路に関する工事又は線路の維持のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2　第五十一条第三項並びに第七十八条第三項及び第四項の規定は、第一種電気通信事業者が前項の規定により他人の土地を通行する場合について準用する。

（植物の伐採）

第八十一条　第一種電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2　第一種電気通信事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3　第一種電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けないで、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

（損失補償）

第八十二条　第一種電気通信事業者は、第七十八条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第七十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第八十条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償について、第一種電気通信事業者と損失を受けた者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者又は損失を受けた者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

3　第三十九条第三項から第八項までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第三項中「郵政大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「答弁書」とあるのは「答弁書（損失を受けた者に通知する場合にあつては、意見書）」と、同条第四項中「郵政大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「補償金の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

4　損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

（線路の移転等）

第八十三条　線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになつたときは、その土地等の所有者は、第一種電気通信事業者に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2　第一種電気通信事業者は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3　第一項の措置について、第一種電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者又は土地等の所有者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

4　第七十五条、七十六条並びに第七十七条第一項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。

5　第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべき旨を定めることができる。

6　第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期（前項の場合にあつては、その時期並びに土地等の使用者が負担すべき費用の額、支払の時期及び支払の方法）を定めなければならない。

7　第四項において準用する第七十七条第五項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、第一種電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調つたものとみなす。

8　第三十九条第六項から第八項までの規定は、第三項の裁定について準用する。この場合において、同条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「費用の負担の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

（原状回復の義務）

第八十四条　第一種電気通信事業者は、土地等の使用を終わつたとき、又はその使用する土地等を第一種電気通信事業の用に供する必要がなくなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

（公用水面の使用）

第八十五条　第一種電気通信事業者は、公共の用に供する水面（以下「水面」という。）に電気通信事業の用に供する水底線路（以下「水底線路」という。）を敷設しようとするときは、あらかじめ、次の事項を郵政大臣及び関係都道府県知事（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林水産大臣を含む。次項において同じ。）に届け出なければならない。

一　水底線路の位置及び次条第一項の申請をしようとする区域

二　工事の開始及び完了の時期

三　工事の概要

2　関係都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、漁業権（漁業法による漁業権をいう。以下同じ。）に関する利害関係人若しくは同項第一号の区域において次条第四項の政令で定める漁業を現に適法に行つている者の意見により、又は漁業に対する影響を勘案して、前項の届出に係る事項を変更する必要があると認めるときは、他の関係都道府県知事がある場合にあつては必要な協議を行つた上、届出があつた日から三十日以内に、その旨を郵政大臣及び当該第一種電気通信事業者に通知することができる。

3　第一種電気通信事業者は、前項の規定による通知を受けた場合には、当該事項を変更しなければならない。ただし、当該事項の変更がその業務の遂行上著しい支障がある場合において、その変更を要しない旨の郵政大臣の認可を受けたときは、その事項については、この限りでない。

（水底線路の保護）

第八十六条　郵政大臣は、第一種電気通信事業者の申請があつた場合において、前条に定める敷設の手続を経た水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、又は準用される河川（以下「河川」という。）については、五十メートル）以内の区域を保護区域として指定することができる。

2　前項の規定による指定は、告示によつて行う。

3　第一種電気通信事業者は、第一項の規定による保護区域の指定があつたときは、郵政省令で定めるところにより、これを示す陸標を設置し、かつ、その陸標の位置を公告しなければならない。

4　何人も、第一項の保護区域内において、船舶をびよう泊させ、底びき網を用いる漁業その他の政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないではならない。ただし、河川管理者が河川工事を行う場合、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第二項に規定する海岸管理者（以下この条において「海岸管理者」という。）が同法第二条第一項に規定する海岸保全施設（以下この項において「海岸保全施設」という。）に関する工事を施行する場合又は同法第六条第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5　都道府県知事（漁業法第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合は、農林水産大臣。次項において同じ。）は、第一種電気通信事業者の申請があつた場合において、水底線路を保護する必要があると認めるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。

6　都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

7　海岸管理者は、第一項の保護区域の水面における施設若しくは工作物の設置又は行為の許可については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

第八十七条　第一種電気通信事業者は、前条第五項の規定による漁業権の取消し、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

2　漁業法第三十九条第六項から第十一項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、及び同条第十項中「政府」とあるのは、「第一種電気通信事業者」と読み替えるものとする。

第八十八条　船舶は、水底線路の敷設若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから千メートル以内で郵政省令で定める範囲内（河川については、五十メートル以内）又は敷設若しくは修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨の標識を掲げてあるものから四百メートル以内で郵政省令で定める範囲内（河川については、三十メートル以内）の水面を航行してはならない。

第四章　雑則

（許可等の条件）

第八十九条　許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、許可若しくは認可の趣旨に照らして、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

（適用除外等）

第九十条　この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

一　専ら一の者（電気通信事業者たる一の者を除く。）に電気通信役務を提供する電気通信事業

二　その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他郵政省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

三　電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する第二種電気通信事業

2　前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は、同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信についても適用する。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第九十一条　証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして郵政省令で定める株式を発行している会社である第一種電気通信事業者は、その株式を取得した第十一条第四号から第六号までに掲げる者又はこれらの者の占める議決権の割合が郵政省令で定める割合以上である法人若しくは団体（次項において「外国人等」という。）から、その氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同条第七号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載することを拒むことができる。

2　前項の第一種電気通信事業者は、郵政省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が郵政省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

（報告及び検査）

第九十二条　郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定認定機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定認定機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（協議等）

第九十三条　この法律の規定により、第二種電気通信事業に関し、郵政大臣が郵政省令（政令で定めるものに限る。）を定め、若しくは命令その他の処分（政令で定めるものに限る。）を行う場合又は郵政大臣に対し第二種電気通信事業に関する届出（政令で定めるものに限る。）若しくは登録の申請があつた場合における必要な関係行政機関との協議、これに対する通知その他の手続については、政令で定める。

（審議会への諮問）

第九十四条　郵政大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、政令で定める審議会（以下この条において「審議会」という。）に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならない。ただし、審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一　第九条第一項の規定による第一種電気通信事業の許可

二　第十四条第一項の規定による第一種電気通信事業者の電気通信役務の種類等の変更の許可

三　第二十一条第三項の規定による政令の制定、変更又は廃止の立案

四　第三十一条第一項の規定による第一種電気通信事業者の契約約款に関する認可

五　第四十一条第一項、第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定による技術基準に係る郵政省令の制定、変更又は廃止

（聴聞）

第九十五条　郵政大臣は、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七条、第三十九条第一項、第四十六条（第五十四条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条第三項（第七十二条において準用する場合を含む。）又は第六十六条第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　第一項の聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（不服申立ての手続における聴聞）

第九十六条　この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の規定の例により聴聞をした後にしなければならない。

（指定試験機関等の処分についての審査請求）

第九十七条　この法律の規定による指定試験機関又は指定認定機関の処分に不服がある者は、郵政大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（手数料）

第九十八条　第十二条第四項の規定による確認を受ける者、電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする者、技術基準適合認定を受けようとする者又は電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2　前項の手数料は、指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、指定認定機関が行う技術基準適合認定を受けようとする者の納めるものについては当該指定認定機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

（経過措置）

第九十九条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第百条　第九条第一項の規定に違反して第一種電気通信事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百一条　次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十八条第一項の規定に違反して第一種電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二　第三十四条の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ者

第百二条　みだりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　第一種電気通信事業又は特別第二種電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

3　第一項の未遂罪は、罰する。

第百三条　第二十四条第一項の規定に違反して特別第二種電気通信事業を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百四条　電気通信事業者の取扱中に係る通信（第九十条第二項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第百五条　第六十条第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百六条　第六十六条第二項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百七条　次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第十四条第一項の規定に違反して第九条第二項第二号から第四号までの事項を変更した者

二　第十五条第一項の規定に違反して電気通信業務の一部を委託した者

三　第三十一条第三項の規定に違反して電気通信役務を提供した者

四　第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七条、第三十九条第一項又は第四十二条の規

定による命令又は処分に違反した者

五　第三十八条第一項又は第四十条の規定に違反して協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止した者

六　第四十四条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつた者

第百八条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条第一項の規定に違反して一般第二種電気通信事業を営んだ者

二　第二十七条第一項の規定に違反して第二十四条第二項第二号又は第三号の事項を変更した者

三　第三十一条第六項において準用する同条第三項の規定に違反して電気通信役務を提供した者

四　第五十条第三項の規定に違反して技術基準適合認定をした旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付した者

第百九条　第九十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした電気通信事業者又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第百十条　次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第六十三条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第六十五条第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して試験事務又は技術基準適合認定の業務の全部を廃止したとき。

三　第九十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百十一条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第五項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項、第二十三条第二項若しくは第三項（第三十条において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項若しくは第二項又は第四十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十二条第一項の規定に違反して契約約款を掲示しなかつた者

三　第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第八十六条第四項又は第八十八条の規定に違反した者

第百十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百条から前条までの違反行為（第百二条、第百五条、第百六条及び第百十条の違反行為を除く。）をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百十三条　第三十三条の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第百十四条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十三条、第十四条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第四項（第三十条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　正当な理由がないのに第四十六条（第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証を返納しなかつた者

三　第八十六条第三項の規定に違反した者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行の日から三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（公衆電気通信法の廃止）

第三条　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）は、廃止する。

（経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に解散前の日本電信電話公社（以下「旧公社」という。）が行つている公衆電気通信業務に係る事業であつて第一種電気通信事業に該当し、又はこれとみなされるものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に日本電信電話株式会社（以下「日本電電」という。）が第九条第一項の許可を受けたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に国際電信電話株式会社（以下「国際電電」という。）が行つている公衆電気通信業務に係る事業であつて第一種電気通信事業に該当し、又はこれとみなされるものについては、施行日に第九条第一項の許可を受けたものとみなす。

3　日本電電及び国際電電は、前二項に規定する事業に関し、郵政省令で定める事項を施行日から一月以内に、郵政大臣に届け出なければならない。

第五条　電報の事業（配達の業務を含む。次項において同じ。）は、当分の間、第一種電気通信事業とみなし、日本電電及び国際電電のみがこれを行うことができる。この場合において、日本電電及び国際電電が行う電報の取扱いの役務は、電気通信役務とみなし、当該役務の提供の業務は、電気通信業務とみなして、この法律の規定（罰則を含む。）を適用する。

2　日本電電及び国際電電は、第十五条第一項の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところにより、電報の事業に係る業務の一部を委託することができる。

3　前二項に規定するもののほか、電報の取扱いに係る業務又は役務に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

第六条　この法律の施行の際現にこの法律による廃止前の公衆電気通信法（以下「旧公衆法」という。）第五十五条の十三第二項の郵政省令で定める場合に該当するものとして一般第二種電気通信事業に相当する事業を営んでいる者は、施行日に第二十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第七条　この法律の施行の際現に旧公衆法第七条から第十条までの規定に基づき旧公社又は国際電電が行つている公衆電気通信業務の一部の委託については、施行日において定められているその期限までの間は、日本電電又は国際電電が第十五条第一項の認可を受け、又は附則第五条第二項の規定に基づいて行つている委託とみなす。

第八条　附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされた第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に関しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電電及び国際電電は、施行日から二月以内に、その認可の申請をしなければならない。

2　日本電電及び国際電電は、施行日から前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の条件でその電気通信役務を提供することができる。

第九条　旧公社と締結した契約に基づく旧公衆法の規定による電話加入権については、当分の間、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有

する。この場合において、旧公衆法第三十八条第一項及び第二項中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社」と、同条第四項中「質権の目的とすることができない」とあるのは「電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第百三十八号）に定める場合を除き、質権の目的とすることができない」と、旧公衆法第三十八条の二及び第三十八条の三第一項中「電話取扱局」とあるのは「日本電信電話株式会社において電話に関する現業事務を取り扱う事務所」とする。

2　施行日以後に、日本電電と締結する契約に基づく権利であつて、前項の電話加入権に相当するものとして郵政省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に関して適用されるこれらの規定の例による。

第十条　この法律の施行の際現に国際電電が旧公衆法第百八条の認可を受けて締結している協定又は契約については、当該協定又は契約に定められている期限までの間は、第四十条の認可を受けて締結しているものとみなす。

第十一条　日本電電又は国際電電についての第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「事業の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後、遅滞なく」とする。

第十二条　第四十四条第一項の規定は、日本電電又は国際電電については、施行日から六月間は、適用しない。

第十三条　この法律の施行の際現に旧公衆法第五十五条の八、第五十五条の十一第三項（旧公衆法第五十五条の十八において準用する場合を含む。）、第五十五条の十三の二第一項、第五十五条の二十一、第百五条第一項若しくは第百八条の二又は第五十五条の十六若しくは第百六条の規定に基づき、公衆電気通信役務の利用者等が設置し、電気通信回線設備に接続している端末設備又は私設有線設備については、第五十一条第一項前段（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受け技術基準に適合していると認められた端末設備又は自営電気通信設備とみなす。

第十四条　この法律の施行の際現に旧公衆法第五十五条の十七若しくは第百五条第七項の規定又は第百八条の二に規定する契約約款の条項に基づく工事担任者である者は、施行日から六月間に限り、従前の資格の範囲内において第五十三条第一項に規定する工事担任者とみなす。次項の規定による届出をした場合において、工事担任者資格者証の交付があるまでの間も、同様とする。

2　前項に規定する者は、郵政省令で定めるところにより、同項に規定する期間に郵政大臣に届出をしたときは、第五十四条第二項において準用する第四十五条第三項第三号の認定を受けたものとみなす。

第十五条　この法律の施行前に旧公社又は国際電電が旧公衆法第百条第一項の規定により行つた届出は、日本電電又は国際電電が第八十五条第一項の規定により行つた届出とみなす。

第十六条　この法律の施行の際現に旧公衆法第百一条第一項の規定により指定されている区域については、第八十六条第一項の規定による保護区域の指定があつたものとみなす。

第十七条　この法律の施行前に、旧公衆法又はこれに基づく命令により旧公社若しくは国際電電に対して行い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他の行為は、この法律の相当する規定により、日本電電若しくは国際電電に対して行い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

第十八条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前の旧公社又は国際電電の取扱中に係る通信の秘密に関しては、旧公衆法第百十二条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「公衆電気通信業務に従事する者」とあるのは、「電気通信事業法の施行の際公衆電気通信業務に従事していた者で同法の施行後引き続き電気通信事業に従事するもの」とする。

第十九条　第十一条第一号及び第三号、第二十六条第一項第一号及び第三号並びに第五十七条第二項第二号及び第四号イ（第六十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この法律の施行前に旧公衆法の規定により罰金以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の施行後に前条の規定によりなおその例によることとされ、若しくはなおその効力を有することとされる旧公衆法の規定により罰金以上の刑に処せられた者（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者に限る。）又はこれらの者をその役員に含む法人若しくは団体は、これらの規定に該当する者とみなす。

（政令への委任）

第二十条　附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、電気通信事業に競争原理を導入することによりその効率化、活性化を推進するとともに、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとすることにより、電気通信役務の円滑な提供を確保し、及び利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（電話設備費負担臨時措置法及び電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法の廃止）

第一条　次の法律は、廃止する。

一　電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）

二　電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法（昭和三十八年法律第五十七号）

（会計検査院法の一部改正）

第二条　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六号中「、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十八条の二第二項及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第七十条第二項」を「及び日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十八条の二第二項」に改める。

第二十三条第一項第二号中「、日本国有鉄道及び日本電信電話公社以外のものが国又は公社（日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ。）」を「及び日本国有鉄道以外のものが国又は日本国有鉄道」に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第二十九条第六号中「、日本国有鉄道法第四十八条の二第二項及び日本電信電話公社法第七十条第二項」を「及び日本国有鉄道法第四十八条の二第二項」に改める。

第三十一条、第三十三条、第三十五条第一項及び第三十七条第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四十三条中「日本電信電話公社」を「日

本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第　号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社」に改める。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「公共企業体又は」を「公共企業体、日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第　号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社又は」に改める。

（国家公務員等退職手当法の一部改正）

第五条　国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は日本電信電話公社」及び「これらの法人の」を削る。

（国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第　号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第七条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七　削除

（北海道開発法の一部改正）

第八条　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「、日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第九条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百一条第一項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

第百四条の見出し中「公衆電気通信設備」を「電気通信設備」に改め、同条第一項中「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法（昭和五十九年法律第　号）第二条第五号に規定する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

（国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正）

第十条　国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「日本国有鉄道等」を「日本国有鉄道」に改め、同条第二項を削る。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第十一条　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「日本電信電話公社その他」を削る。

（災害対策基本法の一部改正）

第十二条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

第五十七条中「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法（昭和五十九年法律第　号）第二条第五号に規定する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に、「行う」を「行なう」に改める。

第七十九条中「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

（工場抵当法の一部改正）

第十三条　工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「供給」の下に「又ハ電気通信役務ノ提供」を加える。

（国債整理基金特別会計法の一部改正）

第十四条　国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第八条第二項」及び「、日本電信電話公社」を削る。

第十五条中「、日本電信電話公社」を削る。

（会計法の一部改正）

第十五条　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の十二中「公衆電気通信の役務」を「電気通信役務」に改める。

（財政法第三条の特例に関する法律の一部改正）

第十六条　財政法第三条の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「、電信、電話」を削る。

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第十七条　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

（国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部改正）

第十八条　国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「、日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

（政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正）

第十九条　政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、日本電信電話公社」を削る。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第二十条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、日本電信電話公社」を削る。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正）

第二十一条　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「公社等」を「日本国有鉄道」に改め、同条中「及び日本電信電話公社（以下「公社等」という。）」を削り、「当該公社等の負担」を「その負担」に、「当該公社等の予算」を「日本国有鉄道の予算」に改める。

第三条中「公社等」を「日本国有鉄道」に、「補てん」を「補てん」に改める。

（資産再評価法の一部改正）

第二十二条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四　削除

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

第二十三条　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、日本電信電話公社」を削る。

第十条第一項中「日本国有鉄道及び日本電信

電話公社」を「日本国有鉄道」に改め、「及び日本電信電話公社総裁」を削る。

（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正）

第二十四条　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四　削除

第二条第二項第四号を次のように改める。

四　削除

（鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律の一部改正）

第二十五条　鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律（昭和二十八年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び電信電話債券」を削る。

本則中「及び日本電信電話公社」及び「及び電信電話債券」を削り、「並びにこれらの者が」を「及びその」に改める。

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

第二十六条　国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　日本たばこ産業共済組合に係る特例（第百十一条の二―第百十一条の十）」を「第九章　日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合に係る特例（第百十一条の二―第百十一条の十）」に改める。

第二条第一項第一号ロ中「若しくは第三十一条第一項又は日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項」を「又は第三十一条第一項」に改め、同項第七号中ロを削り、ハをロとし、同号に次のように加える。

ハ　日本電信電話株式会社

第八条第一項中「及び日本電信電話公社の総裁」を削り、「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社がそれぞれ」に改める。

第十二条の見出し中「若しくは日本電信電話公社」を削り、同条第三項中「又は日本電信電話公社の総裁」及び「又は郵政大臣」を削り、「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第九十九条第一項第二号及び同条第二項第二号中「、日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改め、同条第三項中「、日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改め、「（以下「日本たばこ産業共済組合」という。）」の下に「及び日本電信電話株式会社に所属する職員をもつて組織する組合（以下「日本電信電話共済組合」という。）」を加え、同条第四項中「、日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第百二条第三項中「、日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第九章の章名を次のように改める。

第九章　日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合に係る特例

第百十一条の二の見出し及び同条第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一条の三第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「定款」を「それぞれ定款」に改め、同条第二項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、同条第三項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一条の四中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一条の五第一項中「日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）と」を「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社（以下「会社」と総称する。）とそれぞれ」に、「日本たばこ産業共済組合の運営規則で定める者は、当該組合」を「日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合の運営規則で定める者は、それぞれの組合」に改める。

第百十一条の六中「会社」を「指定に係るそれぞれの会社」に改める。

第百十一条の七第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「当該組合」を「それぞれの組合」に改め、同条第四項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一条の八から第百十一条の十までの規定中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十二条第二項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十六条第五項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　日本電信電話株式会社　郵政大臣

第百十六条第六項中「厚生大臣」の下に「（日本電信電話株式会社に係る指定にあつては、厚生大臣及び郵政大臣）」を加える。

第百二十三条ただし書中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

附則第十三条の十一の見出し中「国鉄共済組合等」を「国鉄共済組合」に改め、同条第一項中「又は日本電信電話公社に所属する職員をもつて組織する組合（以下「日本電信電話公社共済組合」という。）」を削り、同条第二項中「又は日本電信電話公社共済組合」を削り、同条第三項中「日本電信電話公社並びに」及び「及び日本電信電話公社共済組合」を削る。

附則第十四条の十第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

附則第二十条の二第一項及び第二項中「、日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

附則第二十条の三中「当該組合」を「日本電信電話共済組合並びにこれらの組合」に改める。

（接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正）

第二十七条　接収貴金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「、日本電信電話公社」を削る。

（所得税法の一部改正）

第二十八条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本電信電話公社の項を削る。

（法人税法の一部改正）

第二十九条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本電信電話公社の項を削る。

（印紙税法の一部改正）

第三十条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本電信電話公社の項を削る。

（登録免許税法の一部改正）

第三十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十七号の次に次のように加える。

四十七の二　電気通信事業の許可又は登録

	許可件数	登録件数
(一)　電気通信事業法(昭和五十九年法律第　号)第九条第一項(第一種電気通信事業の許可)の第一種電気通信事業の許可	一件につき十五万円	
(二)　電気通信事業法第二十四条第一項(特別第二種電気通信事業の登録)の特別第二種電気通信事業の登録		一件につき十五万円

別表第一第四十八号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

別表第二日本電信電話公社の項を削る。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三十二条　航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の規定に基づき、」を削る。

(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条　国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八十六条、第八十八条及び第九十条中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(災害救助法の一部改正)

第三十四条　災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第　号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

(医療法の一部改正)

第三十五条　医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第五項中「、日本電信電話公社」を削る。

(日本赤十字社法の一部改正)

第三十六条　日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「日本電信電話公社、国際電信電話株式会社」を「電気通信事業者」に、「且つ」を「かつ」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第三十七条　児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表第三号上欄中「又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第二十八条第一項」を削り、同号下欄中「当該職員の所属する公共企業体(日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ。)」を「日本国有鉄道」に改める。

第十八条第三項第四号中「公共企業体の総裁」を「日本国有鉄道の総裁」に、「当該公共企業体」を「日本国有鉄道」に改める。

第二十条第一項第六号中「第二条第一項第七号ハ」を「第二条第一項第七号ロ及びハ」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第三十八条　農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の一条を加える。

第四十一条　農林中央金庫ハ当分ノ間第十六条ノ規定ニ拘ラズ日本電信電話株式会社ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預リ金ヲ為シ又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ日本電信電話株式会社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

(漁港法の一部改正)

第三十九条　漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項中「、日本電信電話公社」を削る。

(海岸法の一部改正)

第四十条　海岸法(昭和三十一年法律第百一号)の一部の次のように改正する。

第十条第二項中「、日本電信電話公社」を削る。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第四十一条　商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の次に次の一条を加える。

第六十二条　商工組合中央金庫ハ当分ノ間第三十条ノ規定ニ拘ラズ日本電信電話株式会社ヨリ預金ノ受入ヲ為シ又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ日本電信電話株式会社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第四十二条　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「公共企業体(日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。以下同じ。)」を「日本国有鉄道」に改める。

第四条第二項中「公共企業体」を「日本国有鉄道」に改める。

(港湾法の一部改正)

第四十三条　港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「、日本電信電話公社」を削る。

(気象業務法の一部改正)

第四十四条　気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第二項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(郵便法の一部改正)

第四十五条　郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(郵便為替法の一部改正)

第四十六条　郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条、第十八条第一項及び第三十七条の三中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(電波法の一部改正)

第四十七条　電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する

第四条第二項を削る。

第五条第二項第六号中「の開設するもの」の下に「(電気通信業務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第　号)第二条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。)を行うことを目的とするものを除く。)」を加える。

第十六条の二を次のように改める。

第十六条の二　免許人は、電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受けようとするときは、郵政大臣の許可を受けて、無線局の目的を変更することができる。

第五十条第一項の表中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改める。

第五十九条中「定が」を「定めが」に、「除く外」を「除くほか」に、「公衆電気通信法第五条第一項」を「電気通信事業法第四条第一項又は第九十条第二項」に改め、「以下」を削る。

第六十三条第一項中「公衆通信業務」を「電気

通信業務」に、「但し」を「ただし」に改める。

第八十二条第一項中「第四条第一項但書」を「第四条ただし書」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第九十九条の二中「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。

第九十九条の三第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「その他の電気通信事業者」を「その他電気通信の事業を営む者」に、「職権若しくは」を「職権又は」に、「この条中」を「この条において」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四条第一項第一号及び第二号」を「第四条第一号及び第二号」に改める。

第百二条の二第一項第一号中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改め、同条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に、「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改め、同条第三項中「備えつけ」を「備え付け」に、「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改める。

第百二条の六中「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に、「行ない」を「行い」に、「行なわせては」を「行わせては」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に、「とのつた」を「調つた」に改める。

第百三条の二第二項第二号中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改め、同項第三号中「公衆通信」を「前号に掲げるもの」に改める。

第百四条の四中「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。

第百八号の二第一項中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改める。

第百十条第一号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

附則第十三項の前の見出しを削り、同項を次のように改め、附則第十四項を削る。

（電報の事業に関する経過措置）

13　電気通信事業法附則第五条第一項の規定により電報の事業が第一種電気通信事業とみなされる間は、第五条第二項第六号、第十六条の二、第五十条第一項、第六十三条第一項、第百二条の二第一項第一号、第百三条の二第二項第二号及び第百八条の二第一項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部改正）

第四十八条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

題名中「公衆電気通信法」を「電気通信事業法」に改める。

第一条中「電信及び電話」を「電気通信役務」に、「公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）」を「電気通信事業法（昭和五十九年法律第　号）」に改める。

第三条中「電信及び電話」を「電気通信役務」に改める。

（国際電信電話株式会社法の一部改正）

第四十九条　国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国際公衆電気通信事業」を「国際電気通信事業」に改める。

第二条中「国際公衆電気通信事業を営む外」を「国際電気通信事業を営むほか」に改める。

第四条第二項に後段として次のように加える。

転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときも、同様とする。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十一条中「利益金」を「利益」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の合併の決議（会社と第一種電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第　号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業をいう。）を営まない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。）についての郵政大臣の認可は、同法第十六条第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

第十四条中「、第十条」を削り、「利益金」を「利益」に改める。

第十六条中「左の」を「次の」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第六条但書」を「第六条ただし書」に改める。

第十七条第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

（有線電気通信法の一部改正）

第五十条　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「日本電信電話公社（以下「公社」という。）又は国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）」を「第一種電気通信事業者」に改め、同項第二号中「以下「構内等設備」という」を「第二項各号に掲げるもの（同項の郵政省令で定めるものを除く。）を除く」に改め、同項第三号中「設置するもの」の下に「（第二項各号に掲げるもの（同項の郵政省令で定めるものを除く。）」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に、「もののほか」を「もののほか」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号の事項を」を「第一項各号の事項若しくは前項の届出に係る事項を変更しようとするとき、又は同項に規定する設備に該当しない設備をこれに該当するものに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の届出をする者は、その届出に係る有線電気通信設備が次に掲げる設備（郵政省令で定めるものを除く。）に該当するものであるときは、同項各号の事項のほか、その使用の態様その他郵政省令で定める事項を併せて届け出なければならない。

一　二人以上の者が共同して設置するもの

二　他人（第一種電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第　号）第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者をいう。以下同じ。）を除く。）の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの

三　他人の通信の用に供されるもの

第四条から第七条までを削る。

第八条中「公社又は会社でなければ」を「第一種電気通信事業者がその事業の用に供する設備として設置する場合を除き」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第四条とする。

第九条から第十条までを削る。

第十一条第二項中「政令は、左に掲げるところによらなければ」を「技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければ」に改め、同条を第五条とする。

第十二条第二項中「証票」を「証明書」に、「呈示」を「提示」に改め、同条を第六条とする。

第十三条の見出しを「（設備の改善等の措置）」に改め、同条中「第十一条」を「第五条」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

2　郵政大臣は、第三条第二項に規定する有線電気通信設備（同項の郵政省令で定めるものを除く。）を設置した者に対しては、前項の規定によるほか、その設備につき通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、その他その設備の運用が適切でないため他人の利益を阻害すると認めるときは、その支障の除去その

他当該他人の利益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

第十四条を削り、第十五条を第八条とする。

第十六条中「公衆電気通信法第五条第一項」を「電気通信事業法第四条第一項又は第九十条第二項」に改め、同条を第九条とする。

第十七条の見出しを「(異議申立ての手続における聴聞)」に改め、同条第一項中「第十四条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分についての異議申立てに対する決定をしようとするときは、当該異議申立てをした者」に改め、同条第三項中「処分に係る者」を「異議申立てをした者」に改め、同条を第十条とする。

第十八条を削る。

第十九条中「第十一条から第十三条まで」を「第五条、第六条、第七条第一項」に、「第十二条第一項、第十三条」を「第六条第一項、第七条第一項」に、「あつては、」を「あつては」に改め、同条を第十一条とする。

第二十条中「第十七条」を「第十条」に、「第二十六条」を「第十八条」に改め、同条を第十二条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第二十二条を削る。

第二十三条第一項中「第十六条」を「第九条」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「三十万円」に改め、同条を第十四条とする。

第二十四条中「第二十一条及び前条」を「前二条」に改め、同条を第十五条とする。

第二十五条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「又は第八条」を削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第十三条」を「第七条第一項」に、「第十九条」を「第十一条」に、「第十五条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第十六条とする。

第二十六条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「若しくは第二項、第六条第二項又は第七条第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二号を次のように改め、同条第三号を削り、同条を第十七条とする。

二　第六条第一項(第十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七条中「第二十二条及び」を削り、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第十八条とする。

(有線放送電話に関する法律の一部改正)

第五十一条　有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「有し、かつ、その相互間における電話による連絡が不便となつている地域」を「有している地域(一の市町村の区域及び当該一の市町村に隣接する市町村の区域内に含まれる地域に限る。)」に改め、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とする。

第十六条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「第十一条」を「第十三条」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第七条又は第九条第二項」を「第八条又は第十一条第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加え、同条を第十八条とする。

一　第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十四条の前の見出し及び同条を削り、第十三条を第十五条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(罰則)

第十六条　第三条の規定に違反して有線放送電話業務を行つた者及び第十条の規定に違反して線路を設置した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十七条　第九条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十二条中「第十条第一項から第三項まで」を「第九条及び第十二条第一項から第四項まで」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条を第十三条とする。

第十条第二項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

3　郵政大臣は、第六条第一項の許可を受けた有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその接続により行うべき業務を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

第九条を第十一条とし、第八条中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「有線放送電話役務」の下に「(前条の接続をする場合にあつては、当該接続に係る役務を含む。次条において同じ。)」を加え、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(改善命令)

第九条　郵政大臣は、前条の規定により届け出た契約約款に定める有線放送電話役務の提供条件が利用者の利益を阻害していると認めるときは、有線放送電話事業者に対し、当該契約約款の変更を命ずることができる。

第五条を削り、第六条第一項中「有線放送電話業者」を「第三条の許可を受けた者(以下「有線放送電話業者」という。)」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(他の有線放送電話業者等との接続)

第六条　有線放送電話業者が他の有線放送電話業者と有線放送電話業務の用に供する設備を相互に接続しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2　郵政大臣は、当該接続に係る各有線放送電話業者の業務区域のすべてが第四条第一号に規定する地域に含まれる場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

第七条　有線放送電話業者は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第　号)第五十二条第一項の規定により、その業務の用に供する有線電気通信設備を同法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者の電気通信回線設備に接続しようとするときは、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)

第五十二条　電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(質権の設定)

第一条　電話加入権(電気通信事業法(昭和五十九年法律第　号。以下「事業法」という。)附則第九条第一項又は第二項に規定する権利をいう。以下同じ。)を有する者は、同条第一項の規定により事業法附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法第三十八条から第三十八条の三までの規定がなおその効力を有する間は、この法律の定めるところにより、その電話加入権に質権を設定することができる。

第五条第一項中「電話取扱局」の下に「(日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)において

電話に関する現業事務を取り扱う事業所をいう。以下同じ。」を加え、「日本電信電話公社（以下「公社」という。）」を「会社」に改める。

第六条第一項中「加入電話の加入」を「電話加入権に係る契約」に改め、同条第二項中「公衆電気通信法」を「事業法附則第九条の規定により、なおその効力を有することとされ、又はその例によることとされる事業法附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号。次項において「旧公衆法」という。）」に、「差押」を「差押え」に、「仮差押」を「仮差押え」に改め、同条第三項中「公衆電気通信法」を「旧公衆法」に改め、同項第一号中「差押」を「差押え」に改める。

第七条第一項中「公社」を「会社」に改める。

第八条の見出し中「公社」を「会社」に改め、同条中「加入電話の加入者」を「電話加入権を有する者」に、「公社」を「会社」に、「加入電話加入契約の解除又は」を「電話加入権に係る契約の解除、」に、「、加入電話の種類の変更の請求若しくは郵政省令で定めるその他の請求」を「又は郵政省令で定める契約の内容の変更の請求」に改める。

第九条の見出し中「公社の行う処分」を「会社」に改め、同条中「公社」を「会社」に、「加入電話について、公衆電気通信法第四十二条の規定により加入電話加入契約」を「電話加入権に係る契約」に、「加入電話の種類の変更又は郵政省令で定めるその他の処分をしたときは」を「当該契約の内容で郵政省令で定めるものを変更したときは」に改める。

第十条第一項中「申立」を「申立て」に、「公社」を「会社」に、「加入電話による通話」を「電話加入権に係る契約による電気通信役務の提供」に改め、同条第二項を削る。

第十二条第一項中「公社」を「会社」に、「加入電話について、公衆電気通信法第四十二条の規定による加入電話加入契約」を「電話加入権に係る契約」に、「加入電話加入者」を「電話加入権を有していた者」に改める。

第十三条中「公社」を「会社」に改める。

（郵政省設置法の一部改正）

第五十三条　郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

第四条第四十二号及び第四十三号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改め、同条第四十七号の次に次の三号を加える。

四十七の二　電気通信事業に関する許可、認可及び登録に関すること。

四十七の三　電気通信事業に関する料金その他の提供条件に関すること。

四十七の四　電気通信事業の発達、改善及び調整に関すること。

第五条中第二十二号の二を削り、第二十二号の三を第二十二号の二とし、第二十二号の四を第二十二号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二の四　法令の定めるところに従い、電気通信事業に関し、許可し、認可し、登録し、又は必要な処分をすること。

第六条第一項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改め、同条第五項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に、「第四十八号、第四十九号」を「第四十七号の二から第四十九号まで」に改め、同条第六項中「第四十八号、第四十九号」を「第四十七号の二から第四十九号まで」に改める。

第七条中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改める。

（労働関係調整法の一部改正）

第五十四条　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「、電信又は電話」を「又は電気通信」に改める。

附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を附則第二条とし、附則第三項を削り、附則に次の一条を加える。

第三条　日本電信電話株式会社に関する事件であつて、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められるものについて、労働大臣が当該事件がこれに該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして第十八条第五号の規定により中央労働委員会に対して調停の請求をしたときは、当該調停に関しては、当分の間、第三章に定めるもののほか、次項から第四項までに定めるところによる。

2　中央労働委員会は、前項の調停に関し、適当と認めるときは、随時、当該事件の実情及び調停の経過を公表することができる。

3　中央労働委員会は、第一項の調停については、第三十五条の四に定める場合を除き、他の公益事業に関する事件に優先してこれを処理しなければならない。

4　労働大臣は、第一項の請求をしたときは、その旨公表するものとし、その公表があつたときは、関係当事者は、当該公表の日から中央労働委員会が当該調停が終了した旨を公表する日までの間（その期間が十五日間を超えるときは、十五日間）は、争議行為をしてはならない。

5　第一項の調停以外の調停で同項に規定する事件に係るもののうち中央労働委員会に係属している調停について、労働大臣が、あらかじめ中央労働委員会の意見を聴いた上、当該事件が同項に規定する事件に該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして中央労働委員会に通知したときは、当該調停については、当該通知があつた日に同項の調停の請求があつたものとみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、前項中「第一項の請求」とあるのは、「次項の通知」とする。

（労働基準法の一部改正）

第五十五条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第十一号中「、電信又は電話」を「又は電気通信」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第五十六条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（船員組合員に係る特例）

第五十五条の二　国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

（公共企業体等労働関係法の一部改正）

第五十七条　公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「左に掲げるもの」を「次に掲げる公共企業体及び国の経営する企業」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　日本国有鉄道

第二条第一項第二号中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に、「買上」を「買上げ」に、「受入払渡」を「受入れ払渡し」に改め、同号ニ中「章はい」を「章はい」に改める。

第三十九条中「日本電信電話公社及び」を削る。

（身体障害者雇用促進法の一部改正）

第五十八条　身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び日本電信電話公社」を削る。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第五十九条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（船員組合員に係る特例）

第七条の二　国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十九条に規定する船員組合のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六十条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

（中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第六十一条　中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項及び附則第三条中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

（雇用保険法の一部改正）

第六十二条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二　国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十九条に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正）

第六十三条　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

（特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正）

第六十四条　特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

（水防法の一部改正）

第六十五条　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「公衆通信施設」を「電気通信事業法（昭和五十九年法律第　号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第六十六条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十五号の二を次のように改める。

十五の二　電気通信事業法（昭和五十九年法律第　号）第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）

第十七条第一項第三号ハを次のように改める。

ハ　電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者（その業務区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）がその事業の用に供する施設に関する事業

（道路法の一部改正）

第六十七条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「若しくは日本電信電話公社」を削る。

第三十六条第一項中「又は電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）」を「、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第　号）」に、「基き」を「基づき」に、「、電柱又は電線」を「又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、同法に基づくものにあつては、同法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供するものに限る。）」に、「但し」を「ただし」に改める。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第六十八条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、日本電信電話公社」を削る。

（都市公園法の一部改正）

第六十九条　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「若しくは日本電信電話公社」を削る。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第七十条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「公衆電気通信役務」を「電気通信役務」に改める。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第七十一条　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号を次のように改める。

一　電気通信事業法（昭和五十九年法律第　号）による第一種電気通信事業者

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

（建設省設置法の一部改正）

第七十二条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五十八号中「、日本電信電話公社」を削る。

（地方自治法の一部改正）

第七十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条第七項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改める。

第二百三十四条の三中「公衆電気通信の役務」を「電気通信役務」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第七十四条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「、日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員」を削る。

第百四十五条第一項中「、日本国有鉄道若し

くは日本電信電話公社」を「若しくは日本国有鉄道」に改める。

第百六十六条第一号中「、日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第百九十九条第一項中「公共企業体（日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。）」を「日本国有鉄道」に改める。

第二百一条の十三第一項第三号中「、日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に、「もつぱら」を「専ら」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第七十五条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、日本電信電話公社」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項の規定は、公布の日から施行する。

（旧電話設備費負担臨時措置法における戦災電話に係る支払）

第二条　日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、第一条の規定による廃止前の電話設備費負担臨時措置法（以下この項において「旧負担法」という。）第三条第一項の規定により、日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第　号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧公社」という。）が復旧工事を行つた加入電話につきその加入者が旧負担法第三条第一項又は旧負担法第四条の五第一項において準用する旧負担法第四条の三第一項の規定による支払をした額の合計額（旧公社が旧負担法第四条の五第一項において準用する旧負担法第四条の四の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の合計額から旧公社の支払の額の合計額を控除した額）を、この法律の施行の際現にその加入電話に係る権利を有する者（この法律の施行後にその権利の移転があつたときは、その者とする。以下この条において「権利者」という。）の請求により支払うものとする。

2　会社は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から六月以内に少なくとも三回の公告をもつて、権利者に対し、最後の公告の日から一年以内にその請求の申出をすべき旨を催告しなければならない。

3　会社は、知れている権利者には、各別にその請求を催告しなければならない。

4　第一項に規定する請求は、第二項の申出をすべき期間を経過したときは、することができない。

（会計検査院法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正前の会計検査院法第二十三条第一項各号の会計経理で旧公社に係るものの会計検査院の検査については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前の事実に基づく旧公社の職員に係る第二条の規定による改正前の会計検査院法第三十一条の規定による懲戒処分の要求、同法第三十三条の規定による犯罪の通告、同法第三十五条の規定による会計経理の取扱いに関する審査及び判定並びに同法第三十七条第二項の規定による会計検査院の意見の表示については、なお従前の例による。

3　旧公社の職員の日本電信電話株式会社法附則第十二条第五項に規定する弁償責任の検定に関する検査官会議の議決事項及び検査報告の掲記事項については、なお従前の例による。

（国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に第五条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（以下この条において「新退職手当法」という。）第二条第二項に規定する職員として在職する者で旧公社の職員としての在職期間を有するものの新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2　施行日の前日に旧公社の職員として在職する者が、引き続いて会社の職員となり、かつ、引き続き会社の職員として在職した後引き続いて新退職手当法第二条第二項に規定する職員となつた場合におけるその者の新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日の前日までの第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び施行日以後の会社の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

3　この法律の施行前に旧公社を退職した職員及び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、引き続いて会社の職員となつた者であつて施行日から雇用保険法による失業給付の受給資格を取得するまでの間に会社を退職したものに対する国家公務員等退職手当法第十条の規定による退職手当の支給については、なお従前の例による。

（政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行前にした旧公社の契約については、第十九条の規定による改正前の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行前に旧公社が有していた第二十条の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二条第一項に規定する債権又は債務の金額についての端数計算については、なお従前の例による。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる国家公務員等退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付については、会社がなお従前の例により行うものとし、この場合における一般会計の受入金の過不足額の調整については、なお従前の例による。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第二十三条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律（以下この条において「改正前の予算職員責任法」という。）第九条第一項に規定する旧公社の予算執行職員のこの法律の施行前にした行為については、改正前の予算職員責任法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第二十六条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「改正前の共済法」という。）第三条第一項の規定により設けられた共済組合で旧公社に所属する職員をもつて組織されたもの（以下「旧組合」という。）は、施行日において、第二十六条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法（以下「改正後の共済法」という。）第三条第一項の規定により設けられた会社に所属する職員をもつて組織された共済組合（以下「新組合」という。）となり、同一性をもつて存続するものとする。

2　旧組合の代表者は、この法律の施行前に、改

正前の共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、改正前の共済法第六条第一項、第十一条第一項及び第十五条第一項の規定により、施行日以後に係る新組合の定款及び運営規則を定めるとともに新組合の昭和六十年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

3　旧組合の昭和五十九年度の決算については、改正後の共済法第十六条の規定により新組合が行うものとする。

第十条　改正後の共済法第九十九条、第百二十三条、第百二十五条及び附則第二十条の二の規定は、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において旧組合の長期給付に要する費用及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。以下「昭和五十八年法律第八十二号」という。）附則第三条第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきであつた負担金の額と、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用として改正後の共済法第九十九条第三項及び附則第二十条の二の規定（他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。）により国が負担すべき額との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

2　新組合の長期給付のうち昭和五十八年法律第八十二号附則第十八条から第二十九条までに要する費用に係る昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「公共企業体」とあるのは「日本電信電話株式会社」と、「第二条」とあるのは「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第　号）第二十六条」とする。

3　昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五条第二項の規定は、新組合の長期給付に要する費用については、適用しない。

第十一条　施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六条第一項の規定により改正前の共済法及び国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員とされなかつた旧公社の役員であつた者で、施行日に会社の取締役又は監査役となつたものについては、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、改正後の共済法又は国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

2　施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六条第二項の規定により年金である給付が支給されていない旧公社の役員に係る改正後の共済法の規定による年金である給付については、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

第十二条　改正後の共済法附則第十三条の十一の規定は、旧組合の組合員である間の旧公社若しくは旧組合の業務若しくは通勤（同条第一項に規定する通勤をいう。）により病気にかかり、若しくは負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付又は当該傷病により死亡した者に係る遺族給付に関する規定の適用について準用する。

第十三条　この法律の施行の際現に旧組合が保有する電信電話債券は、新組合の責任準備金の運用に関する改正後の共済法附則第三条の二第四項の規定の適用については、旧公社の解散後も、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七条第一項第三号に掲げる債券とみなす。

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　施行日の前日において、旧公社の総裁又はその委任を受けた者がした第三十七条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項（行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号。以下この条において「行革関連特例法」という。）第十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は行革関連特例法第十一条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日において第三十七条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（行革関連特例法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和六十年四月から始める。

（漁港法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　この法律の施行前に第三十九条の規定による改正前の漁港法第三十九条第四項の規定により旧公社が農林水産大臣にした協議に基づく行為は、第三十九条の規定による改正後の漁港法第三十九条第一項の規定により会社に対して農林水産大臣がした許可に基づく行為とみなす。

（海岸法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　この法律の施行前に第四十条の規定による改正前の海岸法第十条第二項の規定により旧公社が海岸管理者にした協議に基づく占用又は行為は、第四十条の規定による改正後の海岸法第七条第一項又は第八条第一項の規定により会社に対して海岸管理者がした許可に基づく占用又は行為とみなす。

（港湾法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　この法律の施行前に第四十三条の規定による改正前の港湾法第三十七条第三項において読み替えられた同条第一項の規定により旧公社が港湾管理者の長とした協議に基づく行為は、第四十三条の規定による改正後の港湾法第三十七条第一項の規定により会社に対して港湾管理者の長がした許可に基づく行為とみなす。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　この法律の施行前にした第四十七条の規定による改正前の電波法第百二条の二第一項の規定による公衆通信障害防止区域に係る指定又は同法第百二条の五第一項の規定による当該区域に係る重要無線通信障害原因となる旨の通知は、それぞれ第四十七条の規定による改正後の電波法第百二条の二第一項又は第百二条の五第一項の規定により電気通信業務障害防止区域に係るものとしてした指定又は通知とみなす。

2　この法律の施行前にした第四十七条の規定による改正前の電波法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国際電信電話株式会社法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　この法律の施行前にした第四十九条の規定による改正前の国際電信電話株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（有線電気通信法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　この法律の施行に伴い、第五十条の規定による改正後の有線電気通信法第三条第二項の届出をすべきこととなる者のうち、この法律の施行の際現に適法に有線電気通信設備を設置している者は、同項の届出をしたものとみなす。

2　この法律の施行前にした第五十条の規定による改正前の有線電気通信法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（有線放送電話に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　この法律の施行の際現に旧公社から

電気通信事業法（昭和五十九年法律第　号）

附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第五十四条の三に規定する接続通話契約に係る役務の提供を受けている有線放送電話業者であつて引き続き会社から電気通信事業法第五十二条第一項の接続によりその役務の提供を受けるものについての第五十一条の規定による改正後の有線放送電話に関する法律第七条及び第八条の規定の適用については、その者は、会社が電気通信事業法第三十一条第一項の認可を受けた契約約款に基づき当該接続に係る役務の提供を受けることとなつた後一月以内にこれらの規定により必要とされる届出を行うことをもつて足りるものとする。

（電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　この法律の施行前に第五十二条の規定による改正前の電話加入権質に関する臨時特例法により、旧公社がした質権の設定等の登録その他の行為又は旧公社に対してされた質権の設定等の登録の請求その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の電話加入権質に関する臨時特例法の規定により会社がした行為又は会社に対してされた行為とみなす。

（公共企業体等労働関係法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　この法律の施行前に旧公社がした行為についての公共企業体等労働関係法（以下この条において「公労法」という。）第二十五条の五第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会に係属している旧公社とその職員に係る公労法第三条第二項の労働組合（以下この項において「組合」という。）とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前に旧公社と組合とが締結した協定であつて公労法第十六条第一項に該当するもの及びこの法律の施行前に公共企業体等労働委員会がした旧公社と組合との間の紛争に係る裁定であつて公労法第三十五条ただし書に該当するものに関する公労法第三章（第十二条を除く。）、第二十五条の六第一項及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為であつて、公労法第二十五条の六において準用する労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（道路法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　この法律の施行前に第六十七条の規定による改正前の道路法第三十五条の規定により旧公社が道路管理者とした協議に基づく占用は、第六十七条の規定による改正後の道路法第三十二条第一項及び第三項の規定により会社に対して道路管理者がした許可に基づく占用とみなす。

（都市公園法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　この法律の施行前に第六十九条の規定による改正前の都市公園法第九条の規定により旧公社が公園管理者とした協議に基づく占用は、第六十九条の規定による改正後の都市公園法第六条第一項及び第三項の規定により会社に対して公園管理者がした許可に基づく占用とみなす。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　この法律の施行前に第七十一条の規定による改正前の共同溝の整備等に関する特別措置法第十五条の規定により旧公社が道路管理者にした協議に基づく占用は、第七十一条の規定による改正後の共同溝の整備等に関する特別措置法第十二条第一項の規定により会社に対して道路管理者がした許可に基づく占用とみなす。

（公職選挙法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　この法律の施行前にした第七十四条の規定による改正前の公職選挙法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正）

第二十九条　新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二十一条」を「第十三条」に改める。

理　由

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴い、電話設備費負担臨時措置法等を廃止するほか、有線電気通信法等関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年五月二十一日印刷
昭和五十九年五月二十二日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局
C